

平成28年 No.2

○国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）適用に当たり日本学術会議から示された指針「科学研究における健全性の向上について」に基づき所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 1月13日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年1月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第2号

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）適用に当たり日本学術会議から示された指針「科学研究における健全性の向上について」に基づき所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(不正に対する通報等の取扱い)</p> <p>第5条 通報は原則として、顕名により行われるものとし、不正を行ったとする研究者、グループ、不正の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的・合理的理由を記載し、別紙様式により提出する。ただし、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。</p> <p>2 不正に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等によるものとする。</p> <p>3 通報窓口の責任者は、不正に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないようにするため、個室での面談を実施する、担当職員以外が電話又は電子メールなどを見聞できないようにする等、適切な措置を講じなければならない。</p> <p><u>4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為を行ったとする研究者の氏名、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り、これを匿名の申立てに準じて取り扱うことができる。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(不正に対する通報等の取扱い)</p> <p>第5条 通報は原則として、顕名により行われるものとし、不正を行ったとする研究者、グループ、不正の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的・合理的理由を記載し、別紙様式により提出する。ただし、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。</p> <p>2 不正に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等によるものとする。</p> <p>3 通報窓口の責任者は、不正に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないようにするため、個室での面談を実施する、担当職員以外が電話又は電子メールなどを見聞できないようにする等、適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>[省略]</p> <p>(不正行為の疑惑への説明責任)</p> <p>第11条 調査委員会の調査に対して、不正行為に係る被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において当該研究の科学的適正な方法及び手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。</p> <p>2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬その他の研究資料等の不existenceなど、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間を超えるとを除き、不正行為とみ</p>	<p>[省略]</p> <p>(不正行為の疑惑への説明責任)</p> <p>第11条 調査委員会の調査に対して、不正行為に係る被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において当該研究の科学的適正な方法及び手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。</p> <p>2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existenceなど、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間 <u>(論文発表後5年間を原則とし、各部局において、各</u></p>

なす。ただし、被通報者が注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

3 前項の研究資料等の保存期間等については、別に定める。

[省略]

附 則

この規程は、平成28年1月14日から施行する。

研究分野の特性に応じ、5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

[省略]